

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                               |
|-------|------------------------------------|
| 29    | 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請等に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、自立支援医療費(精神通院)支給認定申請等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

自立支援医療費(精神通院)支給認定申請等に関する事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、システム操作者にパスワードを付与し操作者を限定している。

## 評価実施機関名

甲府市長

## 公表日

令和6年11月29日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請等に関する事務  |
| ②事務の概要                   | ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、自立支援医療費(精神通院)支給認定申請等に係る申請書等を受理し、都道府県へ進達する。また、都道府県からの交付依頼に基づき、申請等を行った者に自立支援医療受給者証を交付する。<br>①自立支援医療費(精神通院)支給認定申請(新規・再認定・変更)に関する事務。<br>②自立支援医療(精神通院)受給者証記載事項変更申請に関する事務。<br>③自立支援医療(精神通院)受給者証再交付申請及び返還に関する事務。 |
| ③システムの名称                 | 自立支援医療(精神通院)システム<br>団体内統合宛名システム<br>中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 自立支援医療(精神通院)情報ファイル       |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項及び別表117の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br>＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br>情報提供 なし<br>情報照会 144、145、146の項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 障がい福祉課  |
| ②所属長の役職名                 | 障がい福祉課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 甲府市 福祉部障がい福祉課<br>400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号<br>問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 甲府市 福祉部障がい福祉課<br>400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号<br>問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)  |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した   |   |
| 適用した理由                   |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点       |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>   |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>                                    |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span> |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去             |           |   |
|-----------------------------|-----------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業               |           | [ ○ ] 人手を介在させる作業はない                               |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か       | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                       |           |   |

| 9. 監査  |  |
|--|--|
| 実施の有無  | <input type="radio"/> 自己点検 <input type="radio"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査  |
| 10. 従業者に対する教育・啓発   |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <input type="checkbox"/> 十分に行っている                    ] <div style="text-align: right;"> 1) 特に力を入れて行っている<br/> 2) 十分に行っている<br/> 3) 十分に行っていない </div>  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ]全項目評価又は重点項目評価を実施する</span> |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策   | <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策                    ]<br><選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策<small>(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</small></li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol> |
| 当該対策は十分か【再掲】   | <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <input type="checkbox"/> 十分である                    ] <div style="text-align: right;"> 1) 特に力を入れている<br/> 2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている </div>   |
| 判断の根拠  | 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手順に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。このことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                      | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和6年11月8日  | I 7. 請求先                | 甲府市 福祉保健部障がい福祉課<br>400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号<br>問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表) | 甲府市 福祉部障がい福祉課<br>400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号<br>問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)   | 事後   |           |
| 令和6年11月8日  | I 8. 請求先                | 甲府市 福祉保健部障がい福祉課<br>400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号<br>問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表) | 甲府市 福祉部障がい福祉課<br>400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号<br>問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)   | 事後   |           |
| 令和6年11月8日  | II 1. いつ時点の計数か          | 令和3年4月1日時点   | 令和6年4月1日時点   | 事後   |           |
| 令和6年11月8日  | II 2. いつ時点の計数か          | 令和3年4月1日時点   | 令和6年4月1日時点   | 事後   |           |
| 令和6年11月8日  | IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 |  | 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br><br>対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。このことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 事後   |           |
| 令和6年11月29日 | I 1. ③システムの名称           | 自立支援医療(精神通院)システム<br>団体内統合宛名システム  | 自立支援医療(精神通院)システム<br>団体内統合宛名システム<br>中間サーバー  | 事前   |           |
| 令和6年11月29日 | I 4. ①実施の有無             | 実施しない  | 実施する   | 事前   |           |
| 令和6年11月29日 | I 4. ②法令上の根拠            |  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br>情報提供 なし<br>情報照会 144、145、146の項   | 事前   |           |